

G E T ビジネス学習館
2012 行政書士講座
第9回 民法 テキスト補助

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されています。

本書の一部又は全部につき、無断で転記、複写その他の方法で記録されると、著作等の権利侵害となります。

上記のような使い方をされる方は、あらかじめ岐阜ひまわり事務所の許諾を求めてください。

<http://ido.gyosei.or.jp>

第6章 担保物件・1

4 法定担保物件

1. 留置権

民法で定める留置権を民事留置権
商法で定める留置権を商事留置権 という。

(2) 成立要件

- ① これを被担保債権と目的物の牽連関係という。
(商事留置権には、この牽連関係がない。)
- ② 目的物の占有は、留置権の成立要件・存続要件・対抗要件である。
- ④ (最判 S46. 7.16)

建物の賃借権が解除された後に賃借人が不法にこれを占有していて、賃借権解除後に賃借人がその建物に関して有益費を支出したとしても、費用償還請求権に基づく留置権は主張できない。



(608条)

- ・賃借人が必要費（保存費・管理費）を支出した時 → 賃貸人は直ちに償還しないかん。
- ・賃借人が有益費を支出した時 → 賃貸人は賃貸借契約の終了時、
支出した金額か増加額のいずれかを
償還しないかん（選択権は賃貸人）

(3) 効力

① 留置的効力

- (b) (最判 H9. 7. 3)

留置権者は債務者の承諾を得なければ留置物を使用し、賃貸または担保に供することができないが、債務者から承諾を得た場合は、その後、留置物の所有権が譲渡により第三者に移転した時でも、承諾の効力をその第三者に対抗することができ、改めて第三者の承諾を得る必要はない

③ 費用償還請求権

(最判 S33. 1. 17)

留置権者は、留置物に対して必要費を支出した時は、所有者にその償還をさせるととができる、この費用償還請求権を被担保債権として、さらに留置権を行使することができる

- (4) 300条の例：修理業者が留置権を主張して車の引渡しを拒絶したとしても修理代金の消滅時効は中断しないで進行する。（修理代金請求権自体を行使しているわけではないので）

(最判 S33. 3. 13)

物の引渡しを求める訴訟において、留置権の抗弁を認容する場合には、請求を全面的に棄却するのではなく、その物に関して生じた債権の弁済と引換えに物の引渡しを命ずる旨の判決がなされる。

(4) 留置権の消滅

② 留置権者の義務違反による債務者の消滅請求

以下の2つは、よく出題されますので、覚えておいてください。

- ・ 留置権消滅請求は、物の所有者からの請求があって、始めて効果が生じるものであって、注意義務違反などがあったからといって当然に留置権が消滅するわけではない。
- ・ 留置権は、他人の物についても成立するので、債務者と物の所有者が異なるということもありえる。その場合、消滅請求することができるのは、物の所有者だけ。
なぜなら、損害を受けるのは、物の所有者だけだからだよん。

けんちゃんの覚えてほしい条文

「善管注意義務」と「自己の財産における同一の注意義務」の比較

● 善良な管理者の注意義務（善管注意義務、第400条） -

[意味] 職業や生活状況に応じ、要求される注意義務で原則的な注意義務である。

[具体例]

- ・ 留置権者による留置物の保管（298条）
- ・ 特定物引渡しの債務者（400条）
- ・ 委任契約の受任者（644条）
- ・ 事務管理者（698条の反対解釈）
- ・ 有償寄託の受寄者

● 自己の財産における同一の注意義務

[具体例]

- ・ 無償寄託の受寄者（第659条）
- ・ 相続財産の管理者・相続人（第918条1項）
- ・ 限定承認者（926条1項）
- ・ 相続放棄した者（940条1項）
- ・ 財産分離請求後の相続人（944条1項）

けんちゃんの参考資料

（破産法66条③）債務者が破産した時には、民法に基づく留置権の効力は消滅する。

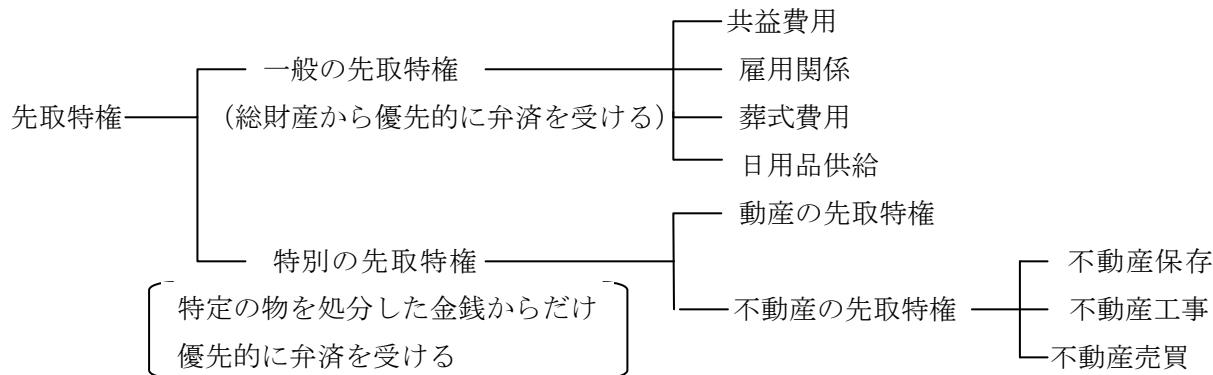
（民事執行法124条）目的物が動産である時には、目的物所有者に対する他の債権者は、留置権の目的物を差押える事ができない。

（すなわち、他の債権者は、被担保債権を弁済してからじゃないと差押ができないことになる）

（民事執行法59条④）目的物が不動産である時には、留置権者が目的物を占有していても、他の債権者はそれを差押えて競売手続きを進行できる。

2. 先取特権

先取特権の種類



(4) 先取特権の順位

動産を処分した時

1位、共益費用 2位、特別の先取特権 3位、一般の先取特権

不動産を処分した時

1位、共益費用 2位、不動産保存・不動産工事 3位、不動産売買・抵当権

(登記の順による) (登記の順による)

(5) 先取特権の効力

(304条)

たとえば、債務者乙さんの車（価値は100万円）に対して、債権者甲さんの先取特権が成立しているとします。

その後、乙さんは、その車を丙さんに100万円で売却したとします。

すると、甲さんは、車に対して先取特権を行使することができなくなるのです。

これは、あまりにも甲さんにとってはかわいそうですね。

そこで、甲さんは、乙さんが売却することによって受け取った100万円について先取特権を行使することができるのです。

これが、民法304条の物上代位といわれているものです。

担保物権の目的物が、「売却、賃貸、滅失、毀損」すると先取特権も消滅しますが、304条によって特に物上代位を認めているのです。

この304条は、他の担保物権でも準用されており、他の担保物権も物上代位が認められています。

ただ、一点注意しないといけないことがあります。

それは、留置権には物上代位が認められないということです。

第7章 担保物件・2

1 質権

2. 質権の設定

(1) 質権の目的物

- 質権は換金性のない物には設定できない。(質権には優先弁済的効力があるから)

又、譲渡できない権利にも質権を設定できない(例:扶養請求権)

質権は「物」は当然として、債権など譲渡してお金に換える事ができるものなら、どんな権利にも設定できる。(これは物以外にも物権が成立するという例外。よって「物権は物にしか成立しない」という問題が出たら「×」となる。)

3. 質権の種類

	成立要件	対抗要件	使用・収益	その他
動産質	合意+引渡し	占有の継続	承諾が必要	返還請求は占有回収の訴えのみ
不動産質	合意+引渡し	登記	自由	利息請求不可 最長 10 年

けんちゃんの参考資料

- 質権者が目的物を留置していても被担保物権の消滅時効は中斷しない
- 質権者が目的物につき優先して弁済を受ける事ができるが、この権利を行使しずに債務者のほかの財産に対して強制執行する事もできる

けんちゃんのまとめ

		優先弁済的効力	留置的効力	対抗要件
質 権	動 産 質	○	○	占有
	不 動 産 質	○	○	登記
抵 当 権	—	○	×	登記

けんちゃんのテキスト以外の条文

346条 (質権の被担保債権の範囲)

質権は、元本、利息、違約金、質権の実行の費用、質物の保存の費用及び債務の不履行又は質物の隠れた瑕疵によって生じた損害の賠償を担保する。ただし、設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。